

# 特定地域づくり事業実施事業者募集要項

人口急減地域における地域の担い手確保の取組みを推進することを目的に、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が 令和2年6月4日に施行されました。

平戸市では、さまざまな産業における担い手不足の解消や人口減少対策を目的として、上記に基づく「平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）」の設立を担い、特定地域づくり事業の実施を希望する事業者を募集します。

## 1 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

### 人口急減地域の課題

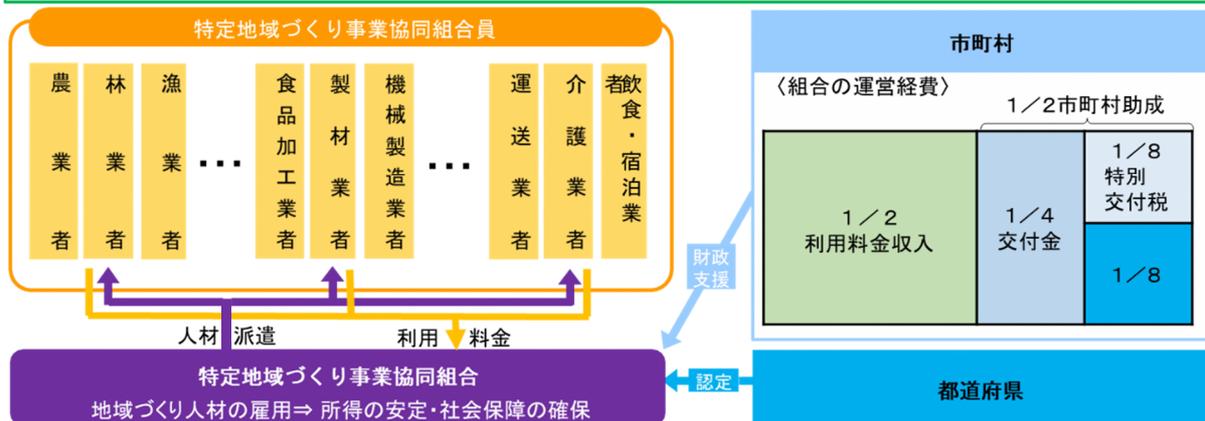
- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

### 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

### 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない  
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



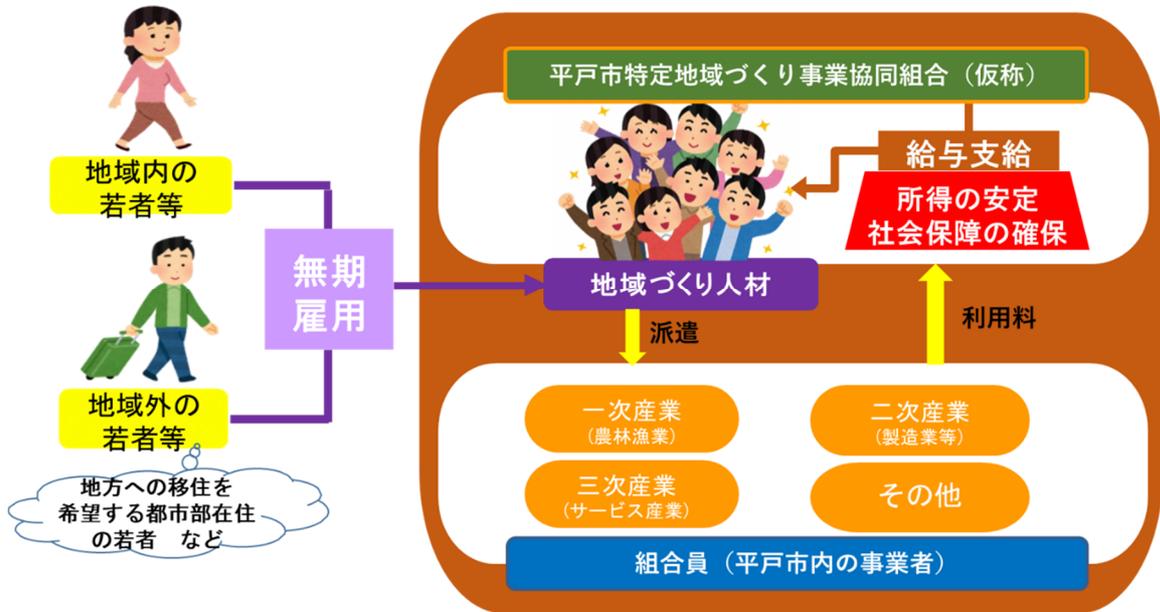
特定地域づくり事業協同組合制度の基本的な仕組みは、

- ① 地域人口の急減に直面している地域において、
  - ② 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
  - ③ 特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
  - ④ 都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
  - ⑤ 労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
  - ⑥ 組合運営費について財政支援を受けることができるようにする
- というものです。

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。

## 2 平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）について

平戸市においても少子高齢化や人口減少が進行しており、地域産業の担い手不足は深刻な問題となっています。このようなことから、市内事業者が組合員となって「平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）」を設立し、長崎県知事の認定、長崎労働局への労働者派遣事業実施の届出を行い、特定地域づくり事業を実施し、地域づくり人材の育成・確保をすることで、地域経済の活性化を図り、持続可能な地域づくりを目指します。



### (1) 特定地域づくり事業開始までの流れ

①事前準備	<input type="checkbox"/> 活動地区が人口急減地域であることの確認 <input type="checkbox"/> 次の事項について、関係者間の調整及び支援が見込めることの確認 ・組合員となる事業者の確保 ・派遣職員となる労働者の確保 ・事務局職員や事務局スペースの確保 ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等
②事業計画（案）の作成	<input type="checkbox"/> 次の事項について案の作成 ・組合設立時の財産的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援) ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援等
③関係機関への事前相談	<input type="checkbox"/> 事業協同組合設立認可について：都道府県・都道府県中小企業団体中央会 <input type="checkbox"/> 特定地域づくり事業協同組合の認定について：都道府県 <input type="checkbox"/> 労働者派遣事業の届出について：都道府県労働局
④事業協同組合の設立認可手続き	<input type="checkbox"/> 発起人の選定（4事業者以上）、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記
⑤特定地域づくり事業協同組合の認定手続き	<input type="checkbox"/> 都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定
⑥労働者派遣事業の届出	<input type="checkbox"/> 都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理
<b>事業開始</b>	

## (2) 事業実施に係る市の支援

組合の設立及び運営にあたり、平戸市特定地域づくり事業推進交付金要綱に基づき、予算の範囲内において下記のとおり財政支援を行います。また、組合への運営指導・助言、事務手続き等の支援を行います。

交付対象事業	対象経費	上限額	補助率
特定地域づくり事業	派遣職員人件費	400万円/人	2分の1
	事務局運営費	600万円/組合	
事業協同組合の設立等に要する事業	組合設立に要する経費 (組合設立年度支出分)	300万円/組合	10分の10

## 3 公募の概要

本公募では、「平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）」の設立を担い、本市の産業の担い手確保及び人口減少対策としての特定地域づくり事業の実施を希望する事業者を募集します。

### (1) 応募期間

令和4年6月27日（月） ～ 令和4年7月11日（月） 午後5時

### (2) 応募対象者

応募対象者は、下記①～⑤の全てに該当する事業主（個人事業主を含む）です。

- ①本市内において自己の名において事業を行っており、本市内に事業所を有する小規模事業者
- ②平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）の設立に向けた取組みに主体的に携わり、出資金等を出資する意志のある者
- ③平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）の設立後に組合員として参画する意思のある者
- ④市税及び県税を滞納していない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下でないこと。

### (3) 応募方法

応募期間の終了までに、応募書類一式を持参または郵送（期日必着）で提出ください。持参の場合、土日を除く各日午前9時から午後5時までとする。

- ①平戸市特定地域づくり事業協同組合（仮称）設立希望者申込書
- ②市税納税証明書（滞納がない証明）
- ③県税納税証明書（滞納がない証明）

#### (4) 提出先

平戸市役所財務部企画財政課政策企画班

住 所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

電話番号：0950-22-9111（直通）

#### (5) 公募後の予定

公募締切後、市及び応募事業者間で特定地域づくり事業協同組合設立に向けた協議を実施し、特定地域づくり事業の実施を目指します。詳細については、公募締切後に応募事業者に通知します。